

## 肺移植希望者（レシピエント）選択基準、 心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準について

### 1. 作業班開催の経緯

（1）小児ドナーからの提供があった臓器の小児レシピエントの優先あっせんについて

- 心臓、肝臓、腎臓における現行のレシピエント選択基準では、小児臓器提供者（ドナー）から提供があった際は小児移植希望者（レシピエント）へ優先的にあっせんすることを踏まえ、平成30年6月6日に開催された第49回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、他の臓器に関しても同様の選択基準を導入するかどうか検討すべきではないかとの意見があった。
- 上記をふまえ、平成30年6月20日、厚生労働省健康局移植医療対策推進室から肺移植関連学会協議会に対し、小児ドナーから臓器提供があった際のあっせんルールについて検討を行うよう依頼した。平成31年1月28日、肺移植関連学会協議会から、肺移植における小児ドナーからの小児レシピエントの優先あっせんの導入に関する要望が提出された（資料2-2）。

（2）心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準について

- 肺移植希望者（レシピエント）選択基準における小児優先ルールを検討するにあたり、既に、心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準においても、小児からの臓器提供時のあっせんルールについて肺移植関連学会協議会、心臓移植・心肺同時移植関連学会協議会で検討され、その結果が移植医療対策推進室に報告された。（資料3-2、3-3）

### 2. 今回の作業班で検討する項目

- 肺移植希望者（レシピエント）選択基準
  - 2. 優先順位について
- 心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準について
  - 2. 優先順位について